

石綿含有廃棄物・水銀廃棄物の指定対象及び主な処理基準

参考資料7

		石綿		水銀		
		特別管理廃棄物 (廃石綿、廃製品又は汚染物)	「石綿含有産業廃棄物」 (廃製品又は汚染物)	特別管理廃棄物		「水銀含有ばいじん等」*1
				(廃水銀又は廃水銀化合物)	(汚染物)	「水銀使用製品産業廃棄物」*1 (廃製品)
産業廃棄物	指定対象	特定の事業等から排出される石綿又は飛散性を有する石綿含有物 【具体例】 ・吹付け石綿、石綿保温材、防塵マスク等	・特別管理廃棄物以外で、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもので、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの 【具体例】 スレート板 等	・特定の施設から排出される水銀又はその化合物 【具体例】 廃試薬、水銀汚染物又は水銀使用廃製品から回収した廃水銀等（廃製品に封入されたものを除く。）	・特定の施設から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるばいじん、汚泥、鉍さい ・特定の施設から排出されるもので水銀の含有量が0.05mg/Lを超える廃酸、廃アルカリ	・特別管理廃棄物以外で、水銀の含有量が15mg/kgを超えるばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい ・（左欄と同じ） ・水銀が飛散・溶出しやすいものについて、 処理における留意点を明らかに するため
	主な理由	・石綿そのもの又は飛散性を有する石綿含有物として、一連の処理過程において 特別な管理を要する性状 であるため。	・そのままでは飛散性を有しないものについて、 処理過程で石綿が飛散することのないように するため。	・水銀又はその化合物そのものとして、一連の処理過程において 特別な管理を要する性状 であるため。 ・水俣条約の発効に伴い、 中長期的に廃棄物として排出されることが見込まれる ものであるため。	・水質汚濁防止法の排水基準値を超えて重金属等を溶出するものとして、一連の処理過程において 特別な管理を要する性状 であるため。 ・同排水基準の10倍値を超えて重金属等を含有するものとして、 特別な管理を要する性状 であるため。	・ 廃棄物処理施設からの水銀の大気排出に係る規制を効果的に実施する観点から 、廃棄物焼却炉の排ガス中の水銀基準値を達成し得る投入レベルとして算出された含有量を超えるものについて、 その取扱いをマニフェスト等で明確化 するため。
	主な処理基準	・こん包する等飛散防止措置をとる ・中間処理する場合、熔融その他の方法により無害化する ・埋立てする場合、あらかじめ固型化・安定化後に二重こん包する ・一定の場所で分散しないように埋立てし、覆土する	・他の廃棄物と区分して収集、運搬、保管する ・中間処理としての破碎を禁止する ・熔融その他の無害化処理方法により処分する ・一定の場所で分散しないように埋立てし、覆土する	・容器に収納して収集、運搬、保管する ・埋立てする場合、あらかじめ硫化・固型化する ・硫化・固型化物（水銀の溶出量が0.005mg/L以下のもの）を管理型処分場に埋立する場合、雨水浸入防止措置、水銀流出防止措置等をとる	・埋立てする場合、あらかじめ不溶化する	・処分時に水銀の大気への飛散防止措置をとる ・水銀の含有量が1,000mg/kg以上のものを処分・再生する場合、あらかじめ水銀を回収する
		—	「石綿含有一般廃棄物」	「廃水銀」	ばいじん	—
一般廃棄物	指定対象		・（上覧の産業廃棄物と同じ）	・水銀使用廃製品から回収した廃水銀	一日当たりの処理能力が5t以上の一般廃棄物焼却施設から排出されるばいじん	
	主な(非)指定理由	・ 上覧の産業廃棄物と同様の性状を有するものが排出されることが想定されない ため。	・日曜大工等事業活動以外から 上覧の産業廃棄物と同じものが排出される ため。 ・なお、石綿含有家庭用品が廃棄物となったものについては、処理に当たっての留意事項等を通知*2で示している。	・一般家庭から排出される水銀使用廃製品に由来して 上覧の産業廃棄物と同じものが排出される ため。 ・なお、一般家庭から廃試薬等が排出されることは想定されない。	・重金属等の溶出が懸念されるものとして、一連の処理過程において 特別な管理を要する性状 であるため。 ・なお、一般家庭から上覧の産業廃棄物と同様の性状を有する汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリが排出されることは想定されない。	・特別管理一般廃棄物に指定されているばいじん以外で、 上覧の産業廃棄物と同様の性状を有するものが排出されることが想定されない ため。
	主な処理基準		・（上覧の産業廃棄物と同様）	・（上覧の産業廃棄物と同様）	・（上覧の産業廃棄物と同様）	・一般廃棄物に占める割合が少なく、頻繁に排出されるものではなく、 7割程度の市町村で個別に分別回収が行われている ため。 ・更に、収集運搬等における留意点をまとめたガイドライン*3の通知、モデル回収事業の実施等、市町村の分別回収の徹底・拡大を進めるよう努めている。

*1 平成28年10月11日より実施しているパブリックコメントで示されている案の内容
*2 「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日環廃対発第060609002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）
*3 「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」（平成27年12月1日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）